

# 令和8年度那須塩原市テレワーカー養成講座「リモスキルーム」 企画運営等業務委託 仕様書

## 1. 業務名称

令和8年度那須塩原市テレワーカー養成講座「リモスキルーム」企画運営等業務委託

## 2. 課題

### a. 就労を希望しながらも困難を抱える層の存在

市が策定した「第3期子ども・子育て未来プラン（令和7年3月）」における就学前児童保護者へのアンケート調査によると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した世帯は55.7%である一方、「いずれもない」と回答した世帯は12.4%であった（P20）。およそ8世帯に1世帯が身近に支援者を持たない状況にあり、就労や外出に制約を受けやすい環境にあるということを示唆している。

また、同調査では「以前は就労していたが現在はしていない」と回答した母親が15.4%、「これまで就労したことがない」は1.0%と、延べ16.4%の母親が非就労状態であり、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」母親が30.3%を占めるなど、就労意欲はあるが環境的拘束から柔軟な働き方を模索している層は一定数いると推察することができる（P20）。

さらに、高齢化が進行し、家庭内介護の負担が増す中、介護を理由に働けない、または離職を余儀なくされるケースも散見される。

共働きの世帯が一般化した現在、子育てや介護等と就労の両立が困難な状況にあり、柔軟な働き方の選択肢が求められている。

### b. テレワーク需要への対応

介護や育児、健康上の理由や、イラストレーターやライター等のフリーランサー志望等により、通勤困難な市民や若年層のテレワークへの関心が高まっている。また、本市は新幹線で東京駅から約70分で行ける距離であることから、都内の会社に勤務しつつ本市に移住し、リモートワークを行い、たまの都内への出社に対応できるという地理的利点を持つ。

このように本市でのテレワークへの需要が高まっているものの、業務スキルや就業環境への不安から、意欲があっても就労に至らず、地域における潜在的労働力の活用を妨げる一因になっている。テレワーク需要は認識しつつも、業務を受注できるようになるための高度な実務能力を習得・実践する学習機会の不足が課題となっている。

## 3. 事業概要

### a. 目的

本事業は、育児や介護等と両立しながら自立した働き方を目指す市民、特に若年

層の女性を対象に、地域企業をクライアントとした「実践型プロジェクト」を実施する。従来のスキル習得にとどまらず、実際のSNS運用をチームで担う実務体験をとおして、フリーランスやテレワーカーとして現場で即戦力となるために不可欠な「提案力」と「実務スキル」を総合的に習得させ、安定して業務を受注できる人材を育成することを目的とする。実際の課題解決に取り組むことで、受講生の自立を支援するとともに、事業者との連携により柔軟な働き方の定着と地域経済の活性化を図る。

b. 「リモスキルーム」とは

本事業は、昨年度から実施しており、事業名の「リモスキルーム」という名前には、「リモート」で働くための「スキル」を習得する「場所・集まり（ルーム）」という意味と、本市のパーパス「好きを、編む。」の意味を込めている。

4. 履行場所

那須塩原市内ほか

5. 履行期間

契約締結の翌日から令和9(2027)年2月26日(金)まで

6. 履行内容

目的達成のため、次の業務を遂行すること。円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、市と協議しながら業務を進めること。また、目的達成のため、効果的であると考えられる事業は積極的に提案すること。

a. 内容

地域企業をクライアントとした「実践型プロジェクト」を主軸としたテレワーカー養成講座を実施する。また、必要に応じて従来のスキル習得のための講座を実施する。

(1) 全体企画

- 受講対象者：市民（主に若年層の女性）
- 受講費：無料
- 定員：15名以上とし、委託料の中で上限を設定すること。
- 本業務の目的を達成するための全体スケジュールを策定すること。

(2) 募集の実施

- チラシ作成
  - a. 紙：200枚程度
  - b. データ：PDFデータ及び画像データ
- 説明会等の開催
  - a. テレワークへの理解を深めるための講義や、本プログラムの目的を説明するための説明会等を1回以上開催すること。
  - b. 1期生（昨年度受講生）の登壇等も検討すること。

- Instagramでの広告配信
    - 使用するアカウント 本市「地域共創事業」アカウント  
@nasushiobara\_shift\_move
  - 上記の周知手法は必須とし、その他の周知については提案によるものとする。
- (3) プログラムの実施
- オフライン（対面）
    - 受講生を数名1組のチームに編成し、1チームが1社の案件を担当する「実践型プロジェクト」の実施。
      - a. 想定講座回数：4回以上
      - b. プロセス
        - 分析・設計：ターゲット選定、コンセプト設計
        - ブランディング：投稿のトーンやマナーの策定
        - クリエイティブ：実際の投稿作成（2～3投稿分）
      - c. 習得スキル
        - マーケティング：市場分析、ペルソナ設定
        - デザイン：視覚的訴求、ブランドイメージの統一
        - ライティング：ターゲットに刺さる言葉選び
        - 動画編集：リール・ショート動画構成・制作
        - ビジネススキル：チーム連携、納期管理、クライアント提案
      - d. 事業者の募集
        - SNS運用代行を希望する市内及び那須地域の協力企業（4～5社）を募集・選定すること。
        - 各事業者（協力企業）のターゲットやコンセプト等の土台を事前にヒアリング・整理し、受講生が取り組める環境を整備すること。
        - 協力企業公募が不可の場合に備え、受託者が「架空のSNSアカウント」を立ち上げて運用する形式等のリスク管理も計画に含めること。
  - オンライン
    - 実務未経験者や基礎能力に課題を抱える受講生への伴走支援。
      - a. 想定講座回数：未定
        - ※受講生のスキルを確認した後、市と協議の上決定すること。
      - b. 基礎スキル（ビジネスプランの策定、PC基礎、テレワークツール基礎、SNS運用基礎、ライティング基礎、収入管理等）の習得のための講座・講義
        - ※オフライン（対面）でも可とする。
      - c. Slackを活用した個別対応
        - ※アカウントについては、市の無料アカウントを提供する。
  - その他

a. 成果発表

12月～1月頃に協力企業への成果発表（プレゼン・交流会等）を実施すること。

b. 就労支援

希望者に対し、プログラム終了後の地域企業との業務マッチングや雇用契約・業務委託契約の締結支援等、受講生が実際に業務ができる状態にする。

(4) 情報発信

メディアプラットフォーム「note」を活用した計4回以上の情報発信を行うこと。

● 記事作成の想定回数

- a. 説明会等について 1回以上
- b. 講座内容について 2回以上
- c. 成果報告 1回以上

● 使用するアカウント「地域共創事業 公式note」

[https://note.com/kyousou\\_ns](https://note.com/kyousou_ns)

(5) 効果検証

- プログラム終了後に受講生にアンケート等を行い、効果検証を行うこと。

(6) その他（提案業務）

- その他、本業務委託に係るプロポーザルにおいて、企画提案書の記載事項を実施すること。
- 効果的な運用が図れるよう、必要に応じて改善提案、施策提案を行うこと。

7. 業務の進め方

- a. 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、市の承認を得て業務を実施すること。
- b. 受託者は、進捗状況等を市に逐次報告するほか、必要に応じて市と打合せを行うこと。打合せを行った場合は、受託者において議事録を作成すること。
- c. 受託者は、市から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- d. 広報、受講者の募集・確保、会場確保、情報発信、運営、講師手配、プログラムの作成など上記に関連する一切の業務は、市の担当者と連携しながら受託者が行うこと。

8. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、それぞれ電子データ（文書はpdf、画像はpng、動画はmp4）をメール又は市が指定する大容量ファイル送受信サービス（Cmosy）にて、履行期間終了後、速やかに市に提出すること。

- a. 業務完了報告書

b. その他本業務において作成し、又は取得したもので市が指示するもの。

## 9. 支払条件

部分払（1回）及び精算払

※履行期間終了前であっても、業務が完了した部分に対する代価を部分払（1回）で支払うものとする。

## 10. その他

### a. 総括責任者の配置

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- (2) 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

### b. 権利等

- (1) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転すること。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 受託者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

### c. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務で知り得た事項及び情報等を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 業務に係る費用は、全て委託金額に含むこと。
- (4) 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市と受託者が協議の上、定めることとする。
- (6) 上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

## 11. 担当課

那須塩原市 企画部 企画政策課 企画政策係

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

TEL：0287-62-7106 MAIL：[kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp](mailto:kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp)